

学校法人石川義塾危機管理マニュアル

令和 6 年 4 月 学校法人石川高等学校・石川義塾中学校

令和 8 年 7 月 一部改訂

1 事前の危機管理 [予防]

(1) 点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
・計画的な点検の実施（授業を含めた教育活動等、週、月、学期）	
・事故等情報を生かした点検（地域からの情報等）	
・関係機関と連携した点検（消防設備等）	
(2) 避難訓練	
・目的を明確化した訓練	
(3) 教職員研修	
・学校安全の中核となる教員の育成と校内研修の充実	
(4) 安全教育	
・安全に関する資質・能力の育成	
・教育活動を通した取組（学校近辺の危険箇所の指導）	
(5) ①大地震避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・	5
②大地震発生時の対応について・・・・・・・・	6
(6) 洪水・土砂災害発生時の避難確認・・・・・・・・	7, 8
(7) 弾道ミサイル飛来時の行動について・・・・・・・・	9
(8) 校外活動における移動の安全確保と危険未然防止対策・・・・・・・・	9

2 個別の危機管理 [命を守る行動]

1 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び学校近隣医療機関一覧・・・・・・・・	10
2 近隣の総合病院・各機関・学生寮連絡先・・・・・・・・	10
3 応急手当を実施する際の留意点・・・・・・・・	11
(1) 事故等発生時の対応	
①授業中・部活動中の事故への対応・・・・・・・・	12
②校外活動中の事故への対応・・・・・・・・	13
③熱中症への対応・・・・・・・・	14
(2) 不審者侵入への対応	
①校内への不審者侵入への対応・・・・・・・・	15
②学校周辺での不審者出没への対応・・・・・・・・	16
(3) 交通事故への対応	
①登下校中の事故への対応・・・・・・・・	17
②公共交通機関利用中の事故への対応・・・・・・・・	18
③スクールバス搭乗中の事故への対応・・・・・・・・	19
(4) 火災発生時の対応・・・・・・・・	20
(5) 気象災害への対応	
①台風への対応・・・・・・・・	21
②大雨による災害への対応・・・・・・・・	22
③大雪への対応・・・・・・・・	23
④雷への対応・・・・・・・・	24
(6) 地震への対応・・・・・・・・	25
(7) 感染症への対応・・・・・・・・	26

(8) 学生寮の食中毒への対応	27
(9) 新たな危機事象への対応	
①弾道ミサイル発射に係る対応	28
②学校に対する犯罪予告・テロへの対応	29
③インターネット上の犯罪被害への対応	30
④クマ出没への対応	31
(10) 学生寮での対応	32

3 事後の危機管理 [復旧・復興]

(1) 教育活動の継続	33
(2) 生徒の心のケア	
・健康観察によるストレス症状等の把握と対応	34
(3) 調査・検証・報告・再発防止等	35
・情報の整理と保護者等への説明、対応	
・詳細調査への移行	
・結果の公表・再発防止策	

1 事前の危機管理

(1)点検

①校内における危険箇所等の抽出

- ・計画的な点検の実施(授業を含めた教育活動等、週、月、学期)
校内の施設・設備等(防火責任者)→学期ごとに年2～3回
その他→日常的に活用している担当者か適宜、事務室・管理職等へ報告

②校外の危険箇所等の分析

- ・事故等情報を生かした点検(地域からの情報等)
- ・関係機関と連携した点検(消防設備等消防の点検→年1回)

(2)避難訓練・防災訓練(目的を明確にした訓練)

第1回:<5月実施>火災・地震を想定した避難経路の確認(授業途中に実施)

第2回:<2月実施>初期消火活動の訓練(消火器・消火栓の確認)

※ 校外における学校行事等の避難経路については、引率者が現地到着後に必ず確認し、教員・生徒に周知する。

(3)教職員研修

①学校安全の中核となる教員の育成と校内研修の充実

※ 校外における研修

県や国が主催する研修会への参加や講座の受講及び研修内容の共有

※ 校内における研修

ア AEDを含む心肺蘇生法等の応急処置に関すること

イ 職員及び生徒の安全確保と安否確認の方法

ウ 生徒の心のケアに関すること

エ 生徒に対する安全・健康教育に関すること

(アレルギー等への対処方法、エピペン等の使用方法の確認)

(4)安全教育

①危険予測・危険回避能力育成

ア 交通安全教室

イ 情報モラル教室

ウ ICT教育支援ツールを用いた簡単なWebテスト(防災知識の習得)

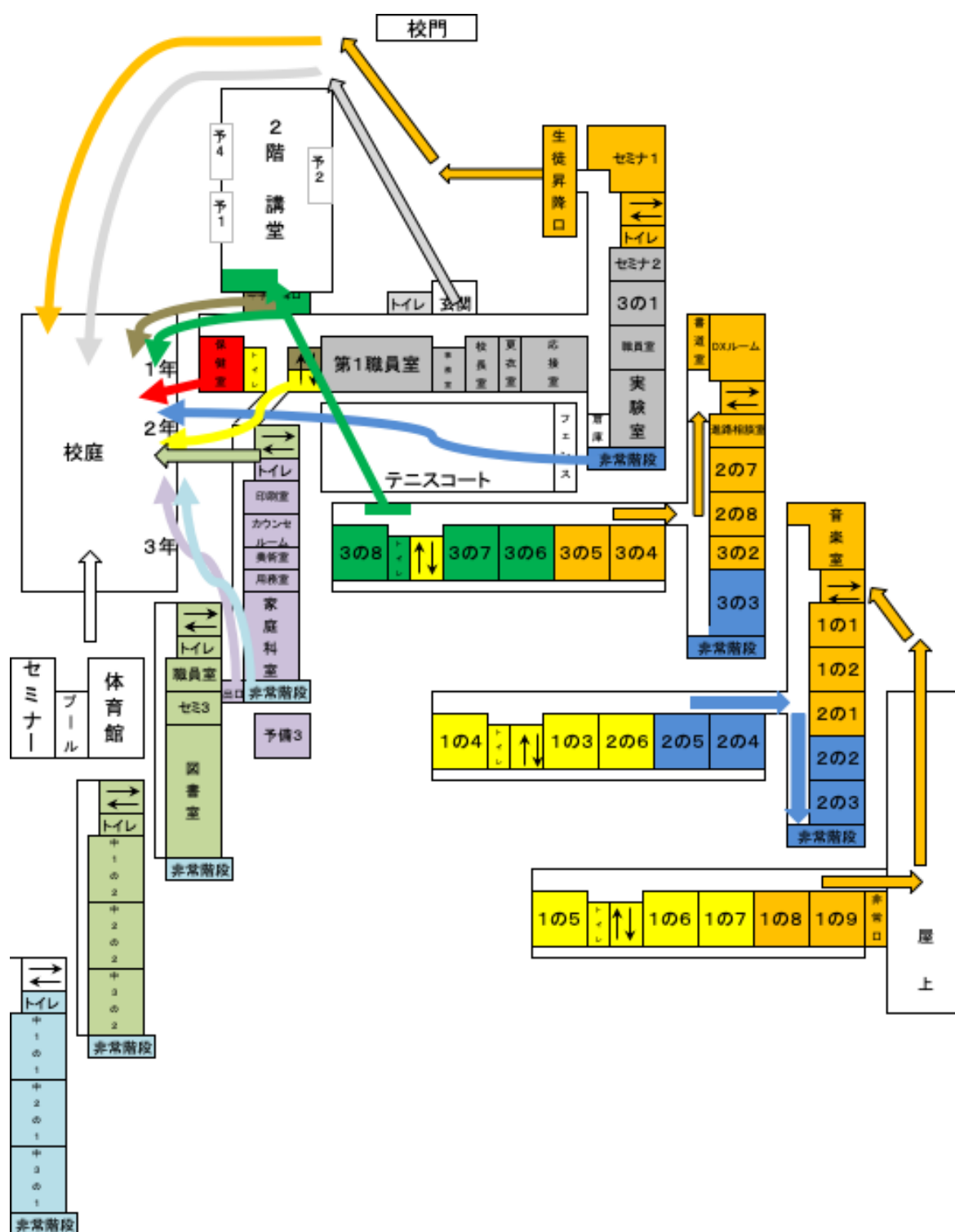
②教育活動全体を通じた取組

ア 各教科等の取組(AEDを使用した心肺蘇生法実技講習会含む)

イ 地教委と連携した不審者情報の共有

ウ 地区交通安全協議会と連携した交通安全指導

(5) ①大地震時避難経路



(5) ②大地震の対応について

1. 在校中に大地震（石川町の震度が5強以上）が発生した場合の対応

i) スクールバス・路線バス及びJR水郡線が運休した場合

原則下校させず学校に留ませる。

保護者が迎えに来た場合のみ帰宅させる。

ii) JR水郡線飲みが運休の場合

水郡線の代替バスを運行させ帰宅させる。

2. 在宅中に大地震が発生した場合の対応

生徒は自宅に待機して学校からの連絡を待つ。

3. 登下校時に大地震が発生した場合の対応

生徒は自宅か学校の近い方に避難する。

困った場合は近くの学校や住民に助けを求める。

各交通機関の乗務員の指示に従う。

4. 大地震発生時の家庭への緊急連絡について

i) 緊急メールで配信

ii) クラスルームで配信

iii) 各メディアで配信（ラジオや、テレビのテロップ）

1 事前の危機管理

(6) 洪水・土砂災害発生時の避難確認

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。自施設が町の避難場所に指定されている場合は、施設内での待機（垂直避難）も選択肢の一つとなる。当日の状況に応じて避難場所を選択する。

①立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

種別	避難場所名称	移動距離	移動手段			
			徒歩	車両		
施設名（洪水）	総合体育館	1900 m	☒	☒	70	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	総合体育館	1900 m	☒	☒	70	台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

種別	避難場所名称	移動距離	移動手段			
			徒歩	車両		
施設名（洪水）	総合体育館前駐車場	1900 m	☒	☒	70	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	総合体育館前駐車場	1900 m	☒	☒	70	台

②屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

種別	建物名称	避難階	移動手段
施設名（洪水）	学校法人石川義塾	3～4 階	階段
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	学校法人石川義塾	3～4 階	階段

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

③近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所などの近隣のより安全な場所・建物等

「石川町提出避難確保計画より」

1 事前の危機管理

避難経路

避難場所までの避難経路は、次のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	総合体育館	総合体育館前駐車場	本施設 1 階
土砂	総合体育館	総合体育館前駐車場	本施設 1 階



洪水

避難経路 (→)

※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

「石川町提出避難確保計画より」

(7) 弾道ミサイル飛来時の行動について



「内閣官房国民保護ポータルサイトより」

(8) 校外活動における移動の安全確保と危険未然防止対策

校外活動（修学旅行、遠足、部活動の遠征、校外学習等）における移動時の事故や災害を未然に防止するため、以下の対策を徹底する。

① 移動手段の安全確保

- ・（貸切バス・レンタカー・自家用車）を利用する際は、安全管理チェックシートを用いて、事前の確認、当日の確認を徹底する。
- ・（公共交通機関や徒歩移動）については、引率教員は事前に移動ルートの危険箇所（交通量の多い交差点、歩道の狭い道路、見通しの悪い踏切等）を把握しておくこと。
- ・（現地集合）については、移動手段、集合場所等を把握しておくこと。

② リスクの調査

- ・ 校外活動先における地域固有のリスク（自然災害、その他の事故・災害）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、発生した際の対応、活動場所近くの施設（病院・警察署等）を活動に反映させること。

③ 連絡網の確認

- ・ 引率教員間の連絡方法、緊急時の連絡体制を整備し、確実に機能するかを事前に確認すること。

④ 状況に応じた計画の見直し

- ・ 移動当日に気象警報の発表や公共交通機関の乱れが予想される場合は、管理職への迅速な報告のもと、移動ルートの変更や活動の中止・延期を躊躇なく判断すること。

⑤ チェックリストによる確認を必ず行うこと（資料・別紙4）

2 個別の危機管理

1 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び近隣医療機関一覧

科	氏 名	機関名	住所	電話番号 (FAX 番号)
学校医	桜井 秀	桜井産婦人科	〒963-8014 郡山市虎丸町 2 3 - 1 8	024-932-1637
学校歯科医	森 絹代	石川歯科医院	〒963-8861 郡山市鶴見坦 2-17-14 サニーライフ 石川 2F	024-923-8684
学校薬剤師	川越健司	サンキュー薬局	〒963-7808 石川郡石川町双里字本宮 71-1	0247-26-3911
内科		石川中央医院	〒963-7851 石川郡石川町字新町 55	0247-26-2024
内科		大野診療所	〒963-7858 石川郡石川町字下泉 171	0247-26-2615
内科		田中医院	〒963-7817 石川郡石川町立ヶ岡 50	0247-26-3333
内科		中島医院	〒963-7851 石川郡石川町字新町 46-1	0247-26-3415
整形外科		鳥越整形外科	〒963-7807 石川郡石川町形見字尾巻 184-1	0247-26-5050

2 近隣の総合病院

機関名	電話番号
ひらた総合病院	0247-55-3333
須賀川病院	0248-75-2211
白河厚生病院	0248-22-2211

3 各機関連絡先・各被害・事故の報告

機関名	電話番号
石川警察署	0247-26-2191
石川消防署	0247-26-3161
石川町役場	0247-26-2111
県中保険事務所（総務）	0248-75-7800

4 各寮の連絡先

寮名	電話番号
中谷寮	0247-57-5706
山形寮	0247-57-6251
魚水寮	0247-57-5111
桜花寮	0247-57-5238

福島県私学法人課	024-521-7048
----------	--------------

2 個別の危機管理

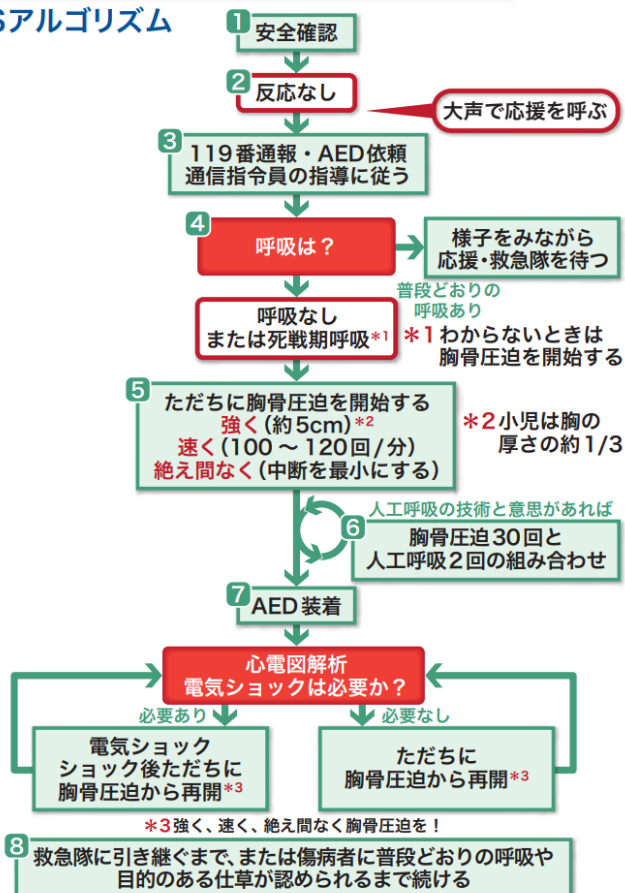
5 応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは「119 番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければならない。

- ①被害生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ②教職員は事故等の状況や被害生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- ③応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する）。

主に市民が行う一次救命処置 (BLS) の手順

BLS アルゴリズム



(JRC 蘇生ガイドライン 2015 より引用)
(転載時は上記からの引用として許諾を得てください)

【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もありますが、これは正常な呼吸ではありません。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する必要があります。

救急車を手配するために 119 番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119 番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

①授業中・部活動中の事故への対応

令和6年4月版

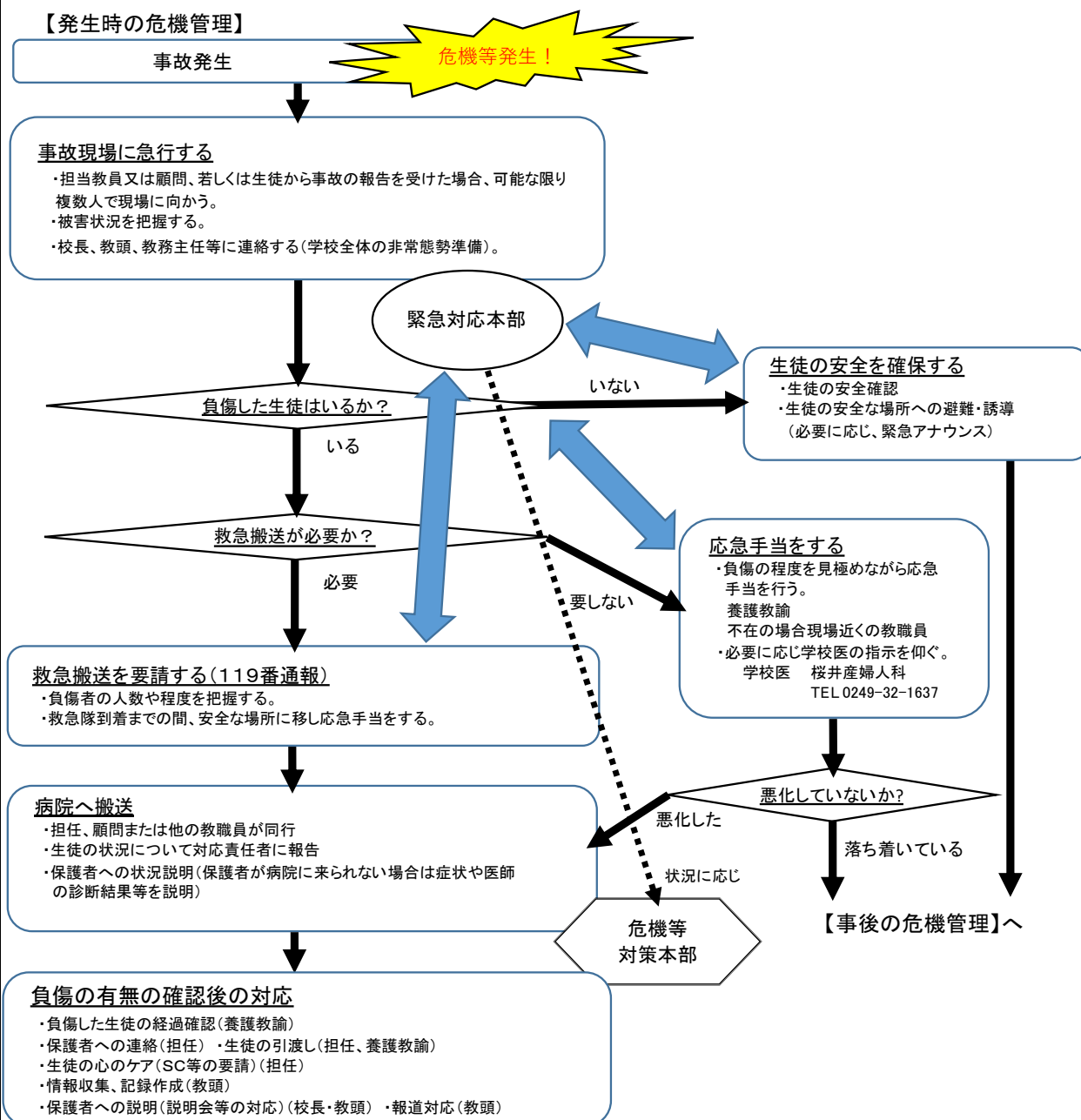
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。
- 関係機関等と連携協力し再発防止策を講じる。

【事前の危機管理】

- ☐ 使用施設・設備・備品等の点検(定期・都度) ☐ 過去に起きた事故の確認
- ☐ AEDの稼働点検 ☐ 事故発生時の対応訓練や避難訓練(確認を含む。)
- ☐ 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映

②校外活動中の事故への対応

令和6年4月版

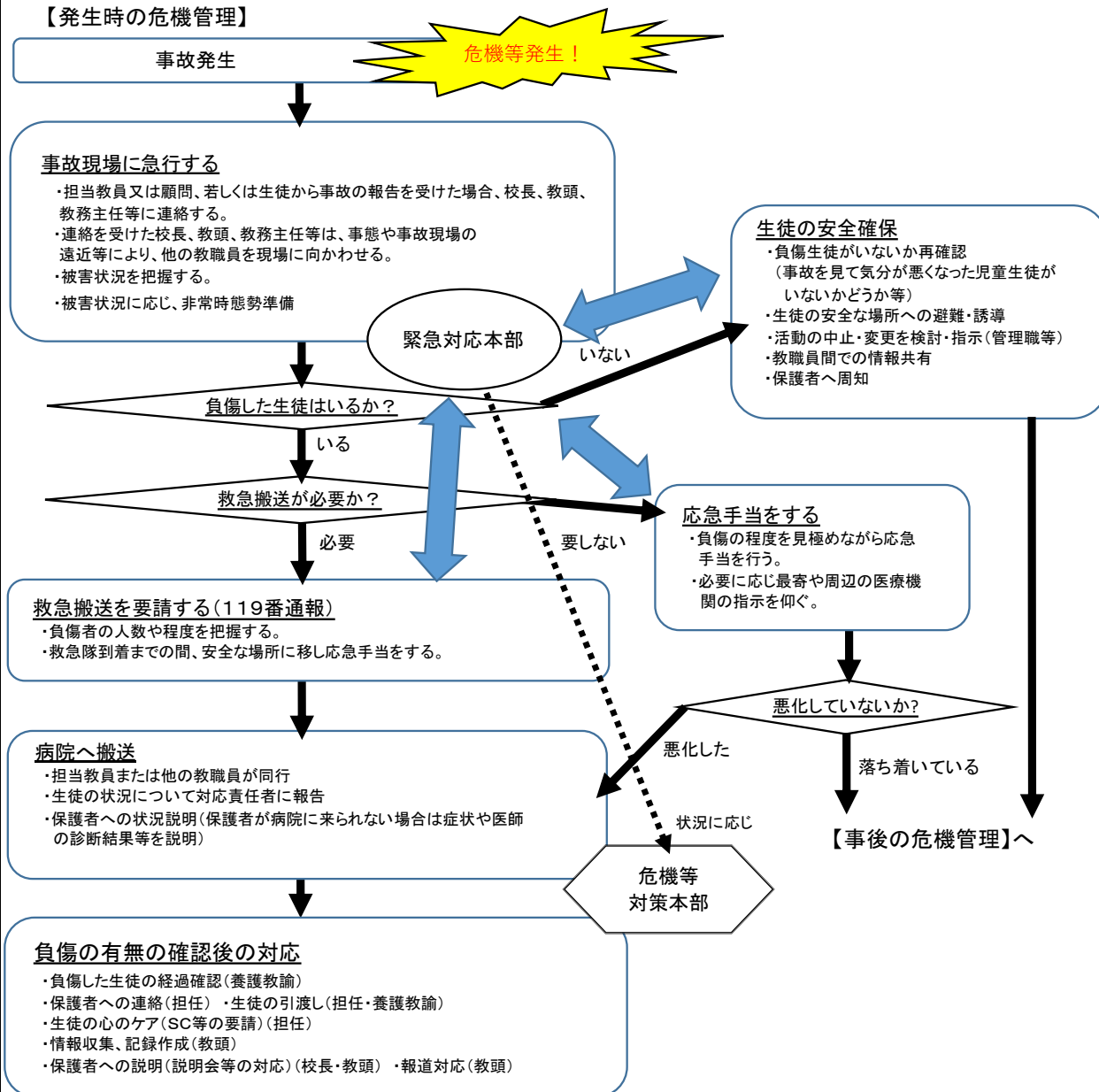
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。

【事前の危機管理】

- 実施日にかけての気象情報を把握し、荒天が予想される場合は中止又は変更を検討
- 学年または全生徒が参加する活動の場合は、実施場所の下見を行い、危険箇所を把握
- 活動実施場所の最寄又は周辺の医療機関の場所、電話番号を把握 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 緊急連絡体制(網)を教職員及び保護者間で確認・共有(宿泊を伴う場合は宿泊先の住所・電話番号を含む。)
- 道路を集団で歩行する場合には管轄の警察署に申請・消防に連絡(マラソン大会)
- 利用する交通手段(特に貸切バス等)の運行会社が安全基準を満たしているか、また乗車時の全員のシートベルト着用指導の計画がなされているか確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映

③熱中症への対応

令和6年4月版

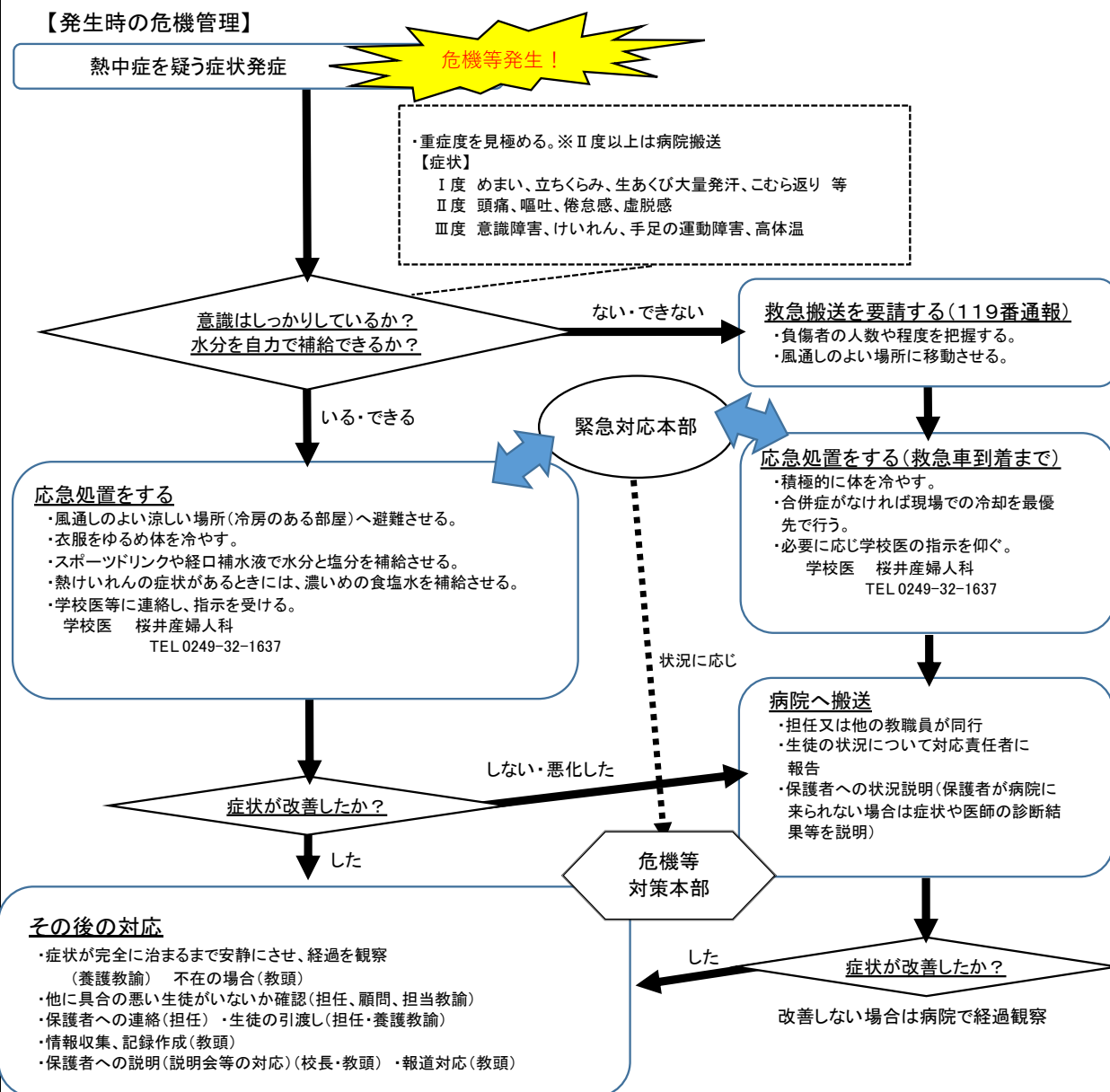
【対応方針】

- あらかじめ気象情報を確認したりWBGT測定器を準備したりして環境条件を把握する。
- 熱中症の疑いのある生徒が一人でも出た場合には、すぐに活動を中断し休憩をとる。
- 熱中症を疑う症状がある生徒の状況を的確に判断し、適切な処置を行う。

【事前の危機管理】

- 暑さを避ける場所の確認・確保
- 気象情報、熱中症予防情報の取得
- WBGT測定器による計測
- WBGT測定の結果による行事等の見直し・**エアコンの稼働**(中止・計画変更等)
- 保健指導の実施
- 緊急搬送先(病院)の確認(校外活動の場合)
- 水分・塩分補給用のスポーツ飲料や経口補水液の準備
- 冷水やタオル、うちわ等、体温冷却に使用するものの準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 保護者会の開催(複数の生徒が発症した場合等、状況に応じて)
- 危機管理マニュアルへの反映

①校内への不審者侵入への対応

令和6年4月版

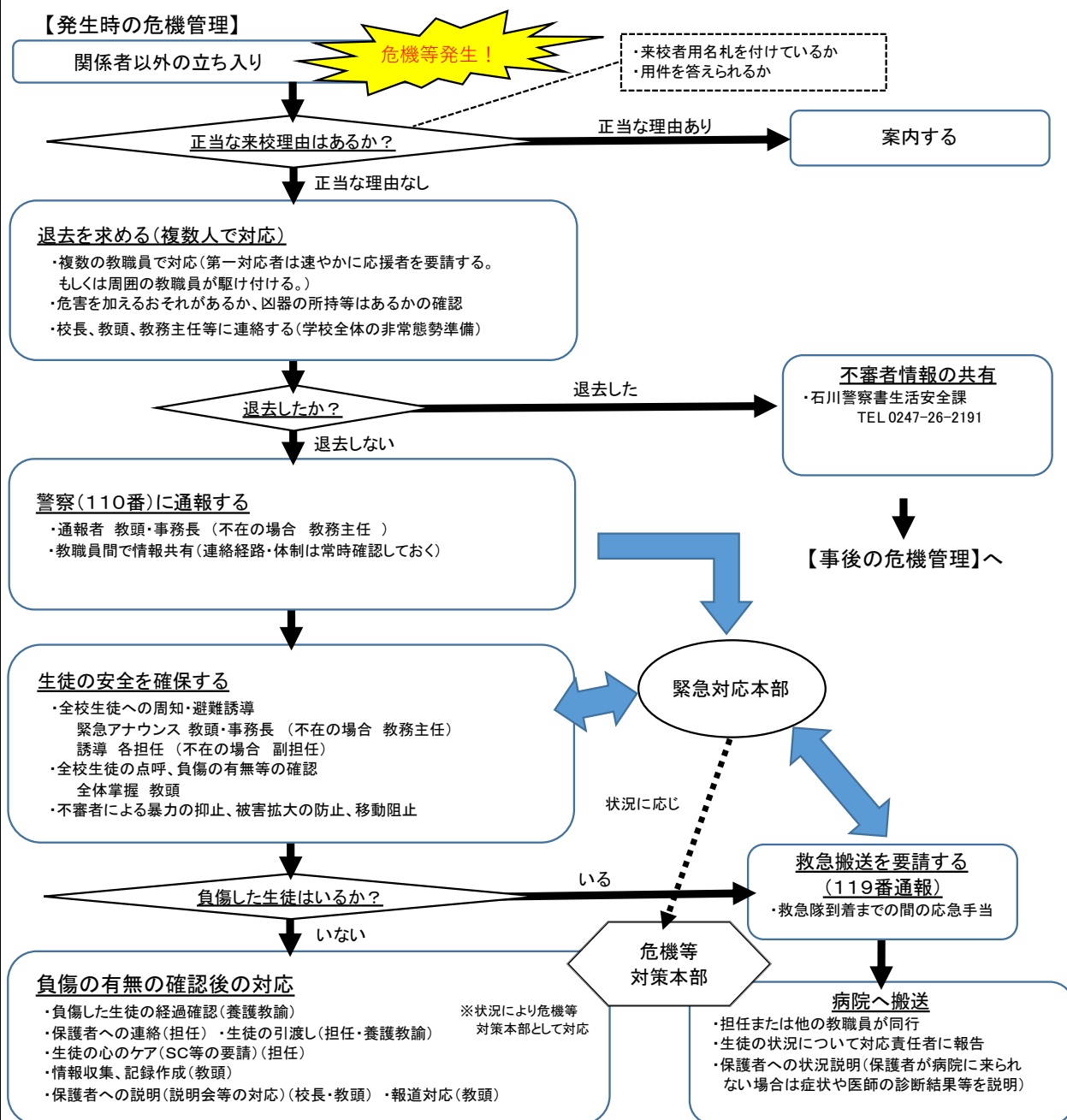
【対応方針】

- 生徒に対する不審者からの危害が及ばないよう、生徒の安全を第一とする。
- 不審者への対応は必ず複数人で対応する(一人では対応しない)。
- 不審者が校内に侵入した場合は、速やかに警察に通報する。

【事前の危機管理】

- 防犯カメラの作動確認 □ 来校者用受付簿、名札 □ **校門、昇降口の施錠** □ 防御用設備の点検
- 校内情報伝達体制の整備 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者への引渡しの確認 □ 福島県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映

②学校周辺での不審者出没への対応

令和6年4月版

【対応方針】

- 不審者情報を得た場合は生徒の安全を第一に不審者の校内への侵入を防ぐ。
- 不審者が学校周辺を徘徊している場合は、速やかに警察に通報する。
- 不審者情報を生徒に周知し、生徒自身に防犯の意識付けをする。

【事前の危機管理】

- 校門、昇降口等出入口の施錠 □ 福島県警察HP及び各市町村HPから不審者情報を確認
- 校内情報伝達体制の整備 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者等への引渡し方法確認 □ 警察、地域ボランティア、保護者との連絡体制の確認

【発生時の危機管理】

学校周辺に不審者情報ありとの第一報

危機等発生！

- ・生徒に危害を加える可能性が高いか
- ・凶器を持っている可能性が高いか等

緊急的な対応が必要か？

不要

必要

不審者情報の共有

- ・石川警察書生活安全課
TEL 0247-26-2191

学校構内への侵入を防ぐ

- ・門扉や校舎の施錠確認及び巡回(生徒指導部、授業の空いている教員)
- ・不審者を発見、又は侵入を試みる様子がうかがえた場合、警察に通報
通報者 教頭・事務長(不在の場合 教務主任)、若しくは発見者
- ・侵入しようとしている現場へ、複数の教職員が急行し多数で対応

緊急対応本部

情報入手後の対応

- ・教職員間で情報共有
- ・生徒へ周知
- ・保護者や地域ボランティアへ周知

生徒の安全を確保する

- ・全校生徒への周知・避難誘導
緊急アナウンス 教頭(不在の場合 事務長又は教務主任)
誘導 各担任(不在の場合 副担任)
- ・全校児童生徒の点呼、負傷の有無等の確認
全体掌握 教頭
- ・不審者による暴力の抑止、被害拡大の防止、移動阻止

登下校時の安全確保

- ・集団登下校の指導
- ・教職員等による巡回
- ・保護者及び地域ボランティアとの見守り体制の強化

【事後の危機管理】へ

負傷した生徒はいるか？

いない

状況に応じ

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・救急隊到着までの間の応急手当

危機等
対策本部

病院へ搬送

- ・担任または他の教職員が同行
- ・生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した生徒の経過確認(養護教諭)
- ・生徒の心のケア(SC等の要請)(担任)
- ・報道対応(教頭)
- ・保護者への連絡(担任)
- ・情報収集、記録作成(教頭)
- ・生徒の引き渡し(担任、養護教諭)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(校長、教頭)

【事後の危機管理】

- 不審者情報の収集(逮捕情報等) □ 関係機関への報告書作成 □ 危機対応の検証
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映

① 登下校中の交通事故(被害)への対応

令和6年4月版

【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の心身のケアを図る。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策を実施するとともに、生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- 登下校方法の把握 □ 通学路の安全点検 □ 交通事故多発箇所の把握
- 生徒への交通安全講習等の実施 □ 生徒による通学路危険箇所の確認
- 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制の確認

【発生時の危機管理】

交通事故発生

危機等発生！

現場に(病院を含む)に急行する

- ・担当教員又は顧問、若しくは生徒から事故の報告を受けた場合、校長、教頭等に連絡する。
- ・連絡を受けた校長、教頭は、事態や事故現場の遠近等により、他の教職員を現場に向かわせる。
- ・被害の状況把握 ・生徒を安全な場所に誘導

生徒は負傷しているか？

負傷していない

負傷の有無の確認後の対応

- ・生徒の安全確認(現場対応教員)
(他に負傷した生徒はいないか)
- ・教職員間での情報共有(教頭)
- ・生徒への周知(生徒指導部)
- ・保護者への周知(担任)

【事後の危機管理】へ

負傷している

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・負傷者の人数や程度を把握する。
- ・対応責任者(校長)に報告する。

応急手当をする

- ・救急隊到着までの間、安全な場所に移し応急手当をする。

病院へ搬送

- ・担任または他の教職員が同行
- ・生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した生徒の経過確認(養護教諭)
- ・保護者への連絡(担任) ・生徒の引渡し(担任・養護教諭)
- ・生徒の心のケア(SC等の要請)(担任)
- ・情報収集、記録作成(教頭)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(校長・教頭) ・報道対応(教頭)

緊急対応本部

状況に応じ

危機等
対策本部※状況により危機等
対策本部として対応

【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 交通安全講習等への反映 □ 危機管理マニュアルへの反映

②公共交通機関利用中の事故への対応

令和6年4月版

【対応方針】

- 事故に遭った生徒の安否を確認する。
- 事故に遭った生徒の心身のケアを図る。
- 保護者や関係機関等と連携し生徒の安全確保に努める。

【事前の危機管理】

- ☐ 公共交通機関の状況把握(工事による不通区間、混雑時間帯等)
- ☐ 生徒の公共交通機関利用者の把握
- ☐ 公共交通機関の緊急連絡先の確認
- ☐ 生徒への事故発生対応訓練の実施
- ☐ 生徒への公共交通機関利用マナー講習の実施

【発生時の危機管理】

バス・電車等の公共交通機関の事故発生
(自校生徒が利用している、又は利用している可能性が高い)

危機等発生!

当該公共交通機関利用生徒の
安否確認

- ・名簿等との照合により、既に事故に巻き込まれた可能性のある生徒以外にも当該公共交通機関を利用している者の安否を確認する。

現場(病院を含む)に急行する

- ・担当教員又は顧問、若しくは生徒から事故の報告を受けた場合、校長、教頭等に連絡する。
- ・連絡を受けた校長、教頭は、事態や事故現場の遠近等により、他の教職員を現場に向かわせる。
- ・被害の状況把握
- ・生徒を安全な場所に誘導
- ・生徒の心身の状態を確認し安全確保に努める。

緊急対応本部

生徒は負傷しているか?

負傷している

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・負傷者の人数や程度を把握する。
- ・対応責任者(校長)に報告する。

応急手当をする

- ・救急隊到着までの間、安全な場所に移し応急手当をする。

病院へ搬送

- ・担任又は他の教職員が同行
- ・生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

危機等
対策本部

状況に応じ

負傷の有無の確認後の対応

- ・生徒の安全確認(現場対応教員)
(他に負傷した生徒はいないか)
- ・教職員間での情報共有(教頭)
- ・生徒への周知(生徒指導部)
- ・保護者への周知(担任)

【事後の危機管理】へ

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した生徒の経過確認(養護教諭)
- ・保護者への連絡(担任)・生徒の引渡し(担任・養護教諭)
- ・生徒の心のケア(SC等の要請)(担任)
- ・情報収集、記録作成(教頭)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(校長・教頭)・報道対応(教頭)

※状況により危機等
対策本部として対応

【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映

③スクールバス搭乗中の事故への対応

令和6年4月版

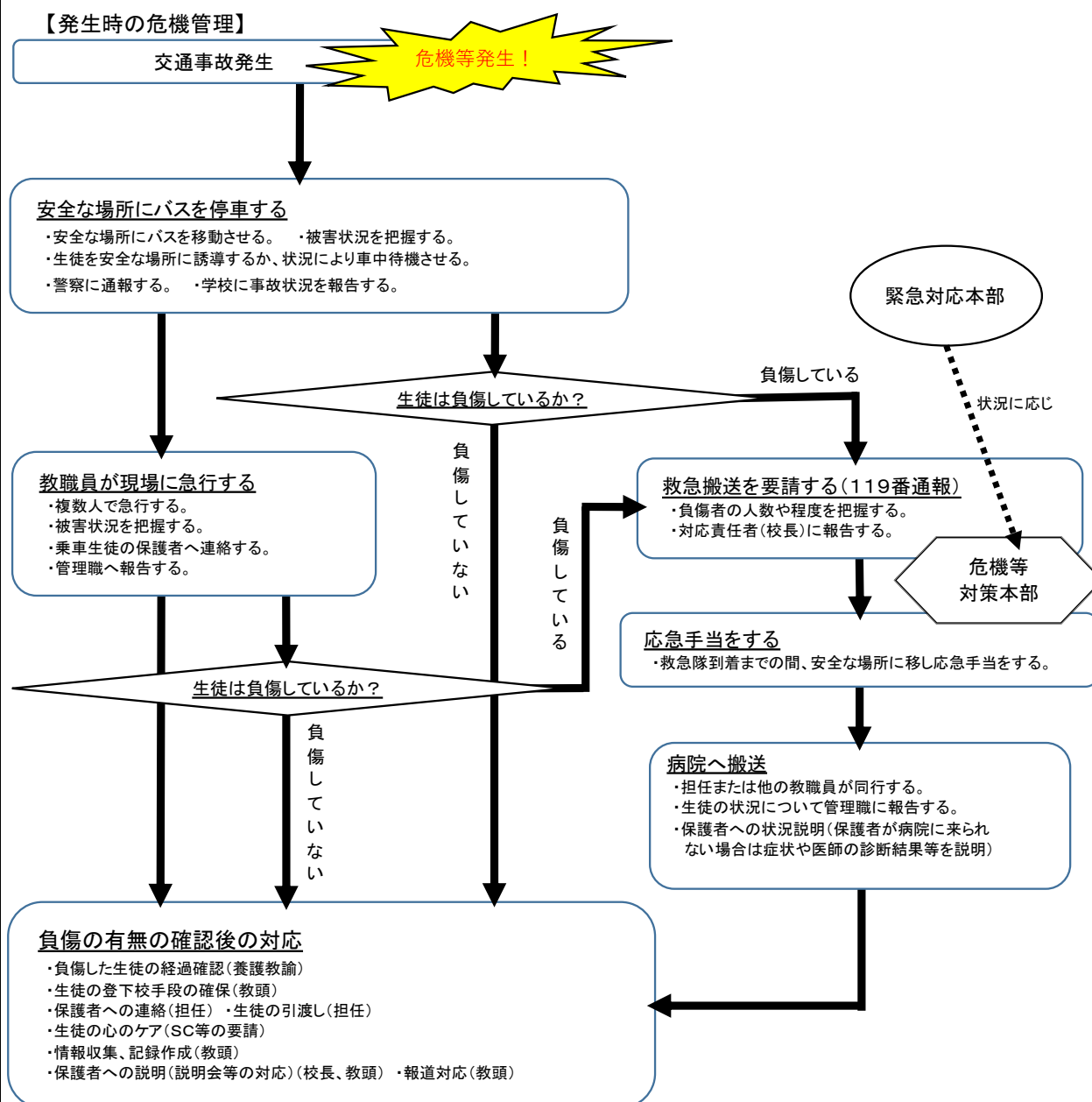
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策の改善を図るとともに、生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- ☐ バスの安全点検
- ☐ 交通事故多発箇所の把握
- ☐ 送迎場所の安全確認
- ☐ 委託業者との危機発生時の対応マニュアルの確認
- ☐ 保護者への引渡し方法の確認
- ☐ スクールバス運行不能時の代替交通手段の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 負傷した生徒の経過確認
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映

学校敷地内での火災への対応

令和6年4月版

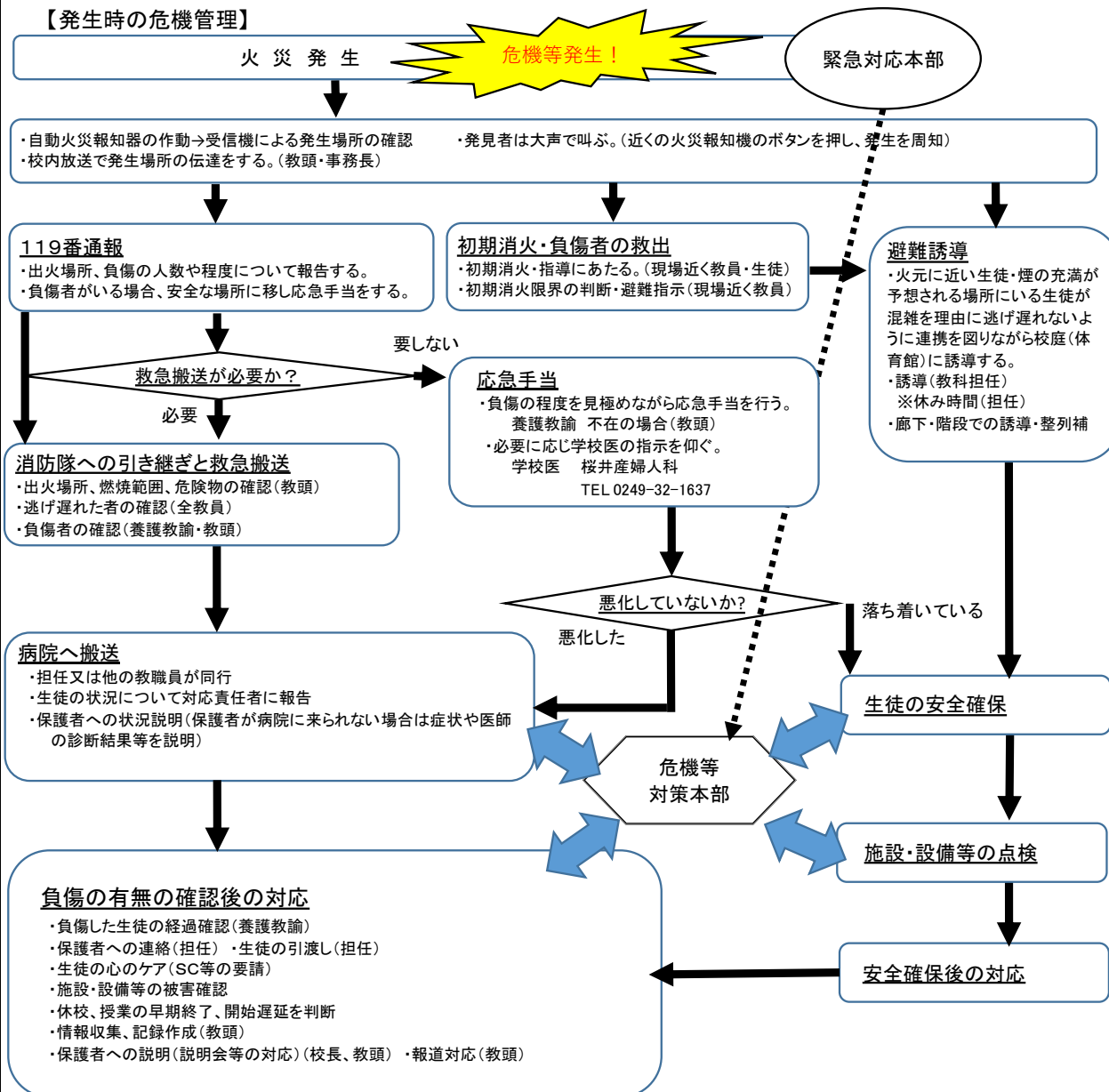
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 学校防災体制の整備 □ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認 □ 防災教育・避難(防災)訓練の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認
- 夜間・休日等の対応 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

①台風への対応

令和6年4月版

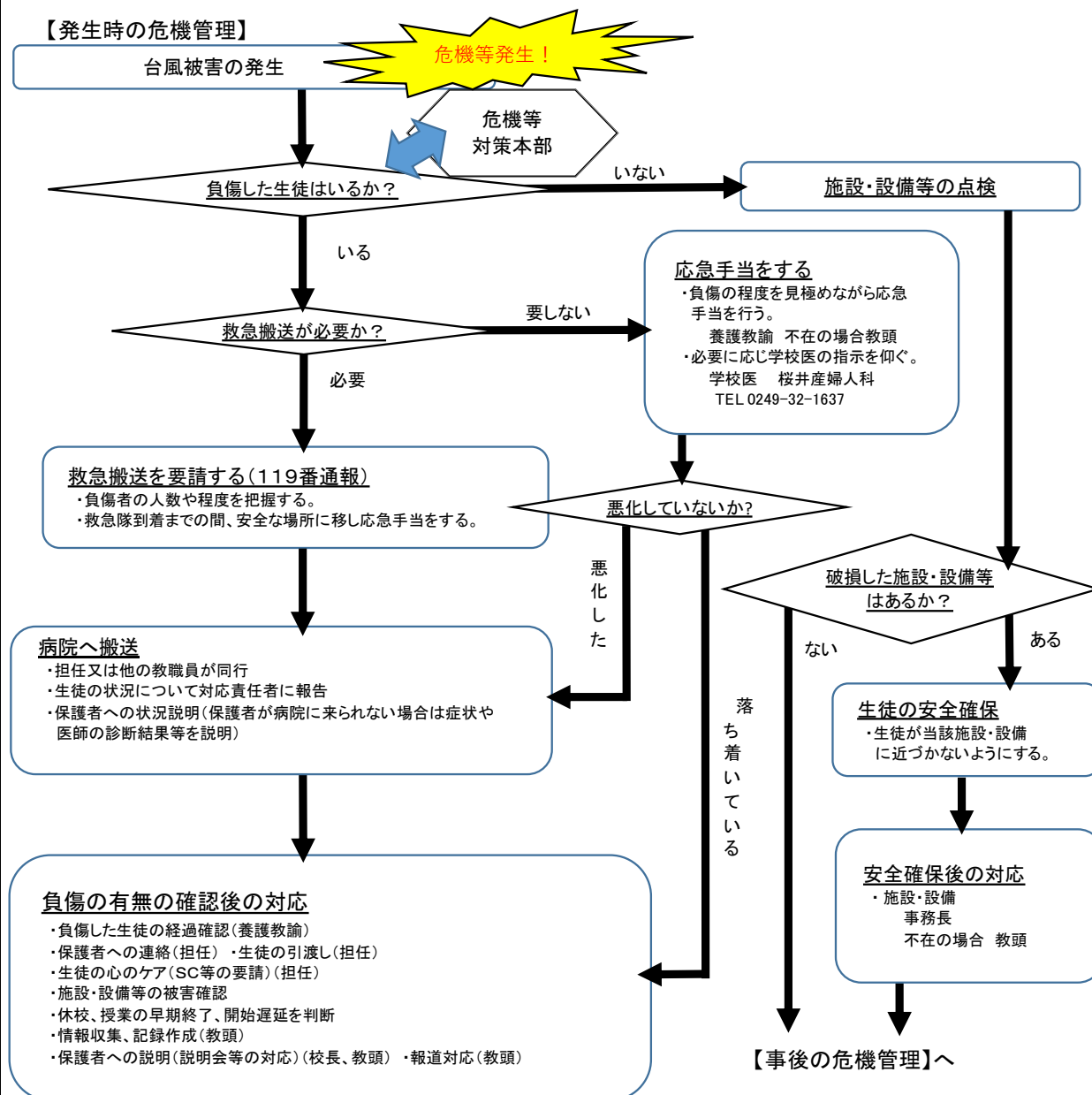
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 台風情報や警報・注意報等の最新の各種防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 公共交通機関の運行情報を確認(運休が計画されているか等)
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

②大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)への対応

令和6年4月版

【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 警報・注意報、大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する最新の各種防災気象情報の確認
- 避難確保計画の作成(洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当する場合)
- 学校防災体制の整備 □ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 □ 防災教育の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】

大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)の発生

危機等発生!

危機等
対策本部

負傷した生徒はいるか?

いない

施設・設備等の点検

いる

救急搬送が必要か?

要しない

応急手当をする

- ・負傷の程度を見極めながら応急手当を行う。
- 養護教諭
不在の場合 現場教職員
- ・必要に応じ学校医の指示を仰ぐ。
学校医 桜井産婦人科
TEL 0249-32-1637

必要

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・負傷者の人数や程度を把握する。
- ・救急隊到着までの間、安全な場所に移し応急手当をする。

悪化していないか?

悪化した

破損した施設・設備等
はあるか?

ない

ある

病院へ搬送

- ・担任又は他の教職員が同行
- ・生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

落ち着いている

生徒の安全確保
・生徒が当該施設・設備
に近づかないようにする。安全確保後の対応
・事務長
不在の場合 教頭

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した生徒の経過確認(養護教諭)
- ・保護者への連絡(担任)・生徒の引渡し(担任)
- ・生徒の心のケア(SC等の要請)(担任)
- ・施設・設備等の被害確認
- ・休校、授業の早期終了、開始遅延を判断
- ・情報収集、記録作成(教頭)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(校長、教頭)・報道対応(教頭)

【事後の危機管理】へ

【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □ 防災教育(振り返り)の実施

③大雪への対応

令和6年4月版

【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

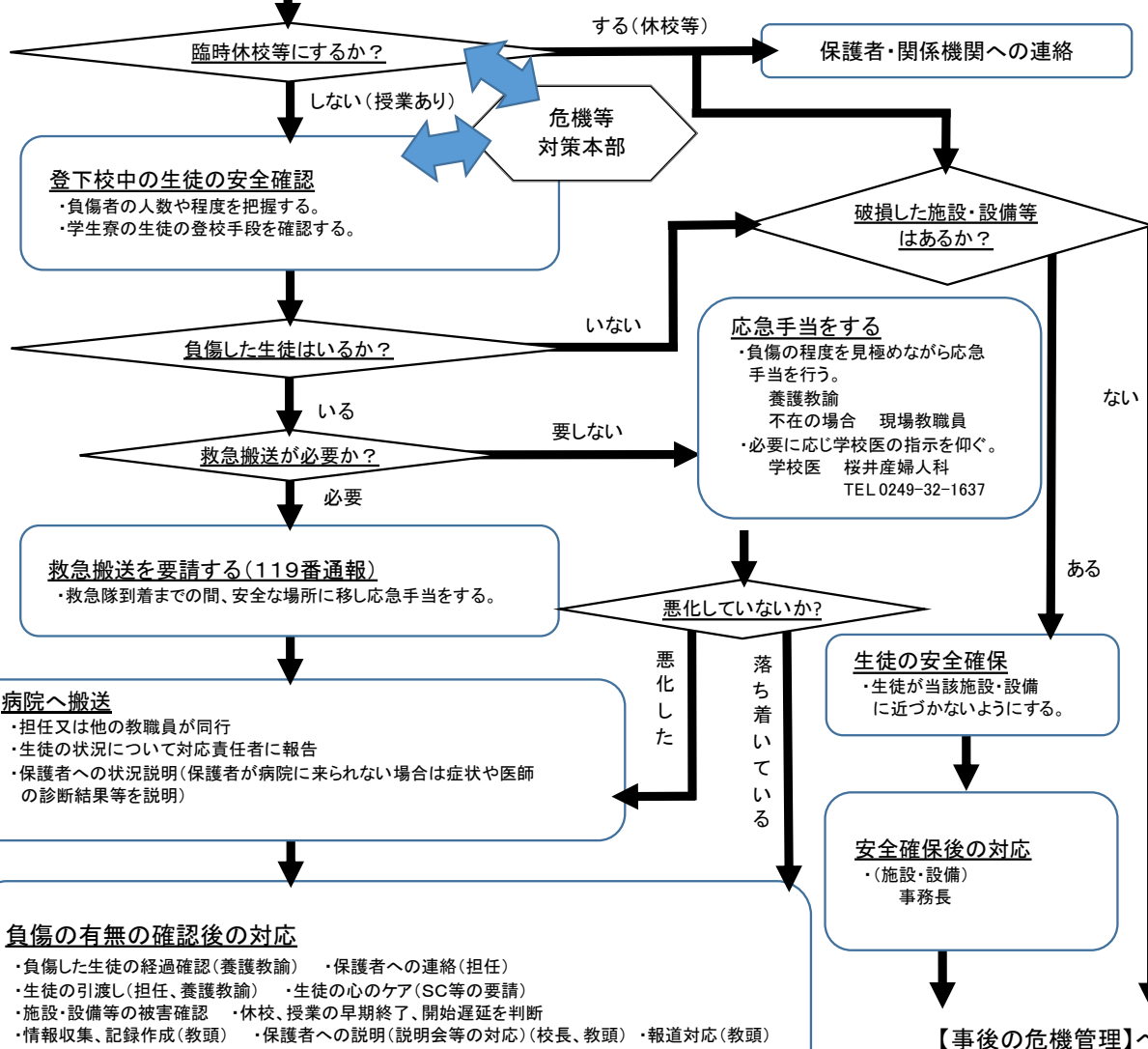
【事前の危機管理】

- 大雪警報・注意報等の最新の防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 学校敷地内、通学経路の降雪・積雪状況の確認
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】

大雪の発生(見込みの場合を含む)

危機等発生!



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

④雷への対応

令和6年4月版

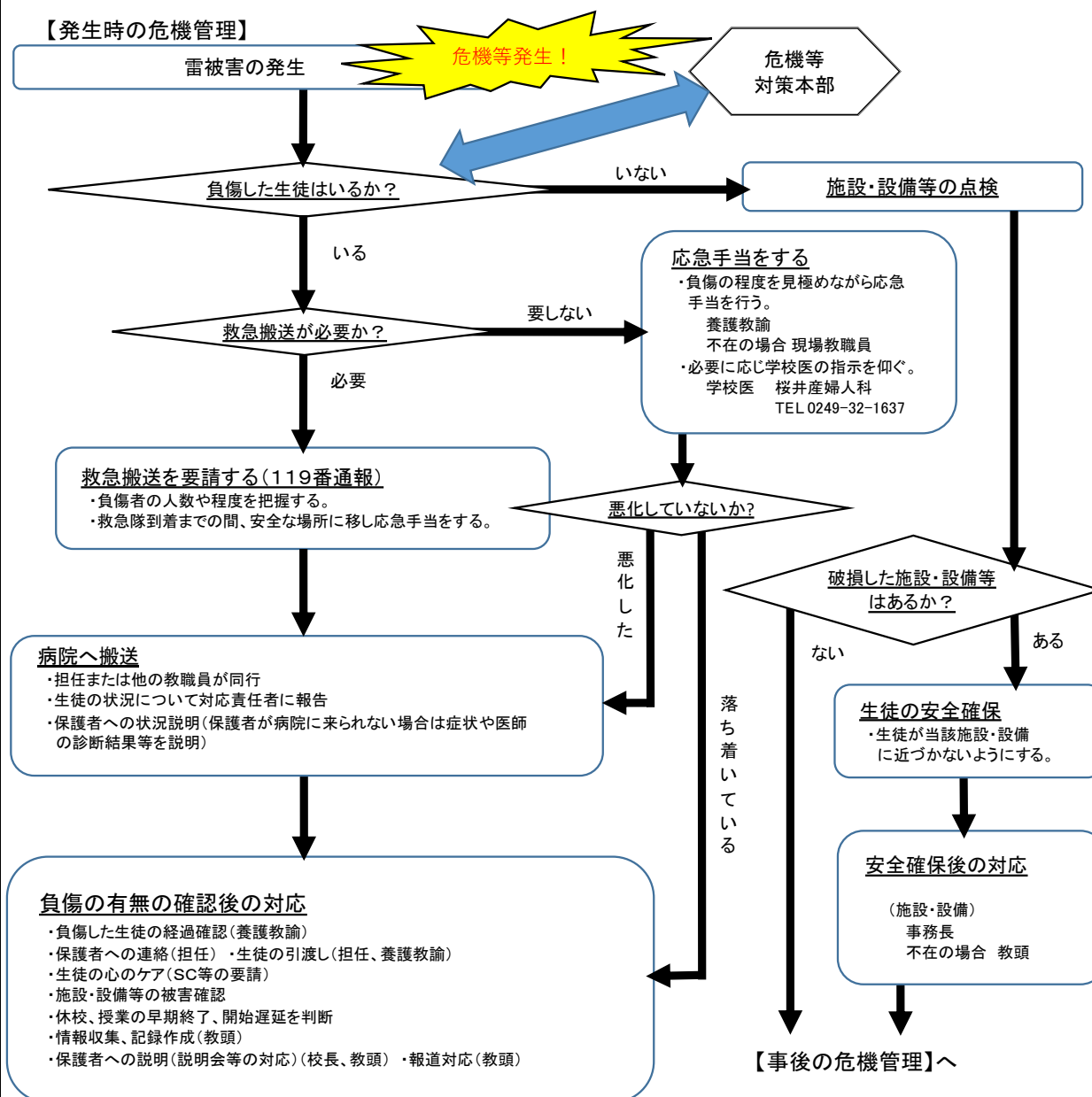
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の最新の防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 校庭等校舎外にいる生徒の屋内への避難誘導
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

地震への対応

令和6年4月版

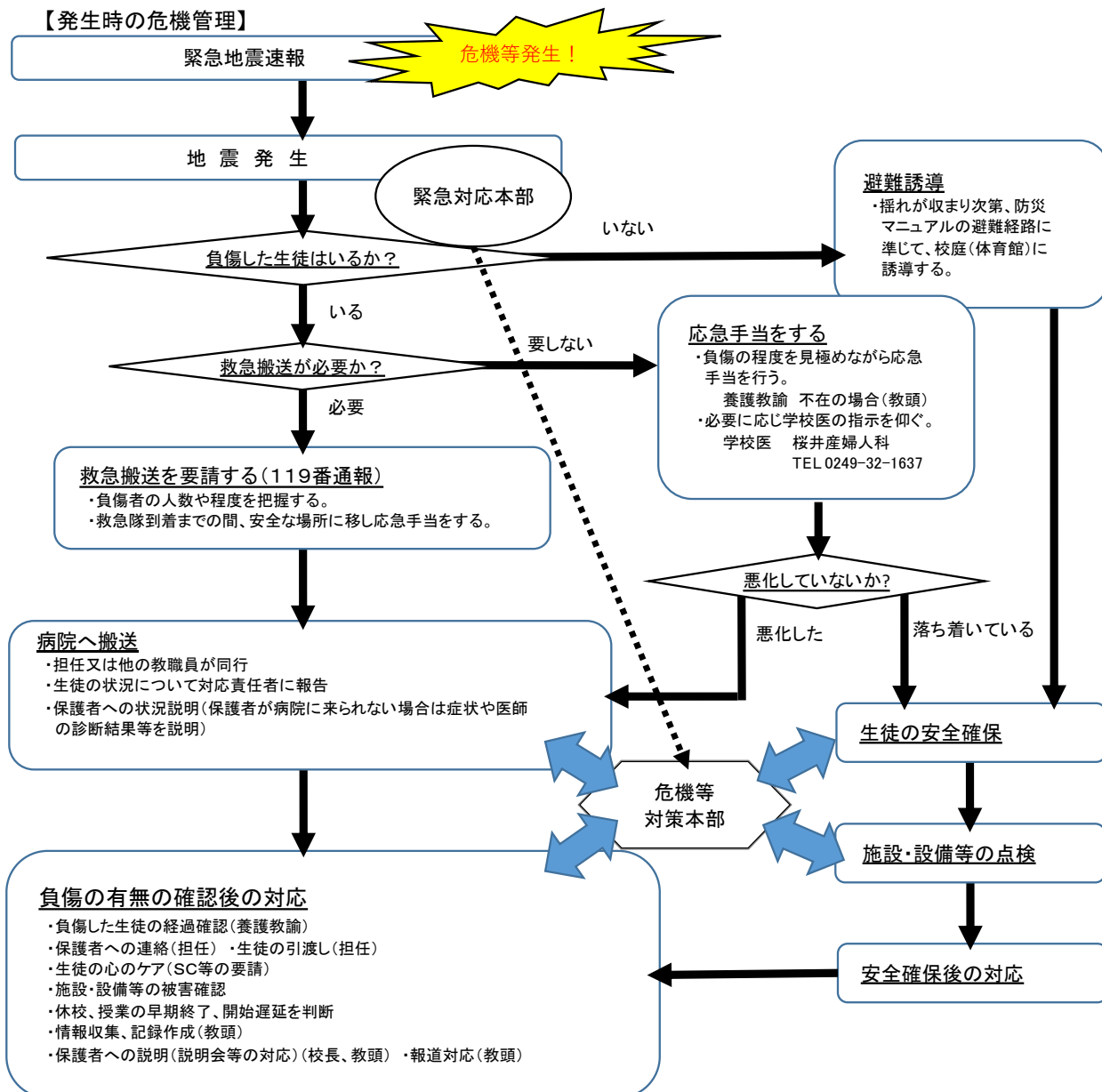
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 学校防災体制の整備 □ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認 □ 防災教育・避難(防災)訓練の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認
- 夜間・休日等の対応 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

感染症(新型コロナウイルス感染症以外)への対応

令和6年4月版

【対応方針】

- 学校において予防すべき感染症について理解するとともに対応のための体制を整備する。
- 感染症の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携し原因究明と再発防止に努める。
- 感染症のまん延を防止するため、出席停止や臨時休業を行うなど適切な措置を講じる。

【事前の危機管理】

- 生徒に対する保健指導(手洗いの励行、衣服の清潔、予防接種の理解、自主的な欠席、保護者への啓発)
- 教職員による健康観察 □ 地域における感染症の発生及び流行状況の把握
- 健康診断の結果の把握(結核、寄生虫卵検査、予防接種) □ 校外活動時の留意事項の確認
- 学校環境衛生管理の実施(飲料水、教室内の空気環境、日常点検・定期検査の実施)
- 校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】

感染症が疑われる症状発症

危機等発生!

応急処置を行う

- ・ 安静な場所に生徒を移動させる。
 - ・ 必要に応じ学校医の指示を仰ぐ。
- 学校医 桜井産婦人科 TEL 0249-32-1637

病院へ搬送

- ・ 担任又は他の教職員が同行
- ・ 受診結果の確認
- ・ 生徒の状況について対応責任者に報告
- ・ 保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

第1種感染症・結核・
麻しん、風しんか?
集団発生しているか?

している

状況に応じ

していない

緊急対応本部

出席停止・臨時休業の検討

- ・ 校内の発症者の把握
- ・ 学校医、保健所、私学法人課等への報告
- ※ 食中毒の疑いの場合も想定し、体制を整える

危機等
対策本部

その後の対応

- ・ 生徒の経過確認
- ・ 教職員間での情報共有
- ・ 学校医、保健所等の関係機関への連絡(教頭)
- ・ 生徒、保護者への周知(教頭)
- ・ 情報収集、記録作成(教頭) 報道対応(教頭)
- ・ 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力(担任、養護教諭)

臨時休業等の後の対応

- ・ リ患者の経過確認(担任)
- ・ リ患状況が落ち着いてきたら、教育再開に向けた準備(教頭、教務主任)

【事後の危機管理】

- 健康診断の実施 □ 環境衛生検査の実施 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成(状況による)
- 教職員間での情報共有 □ 保護者への通知 □ 学校保健計画等への反映 □ 危機管理マニュアルへの反映

学生寮の食中毒への対応

令和6年4月版

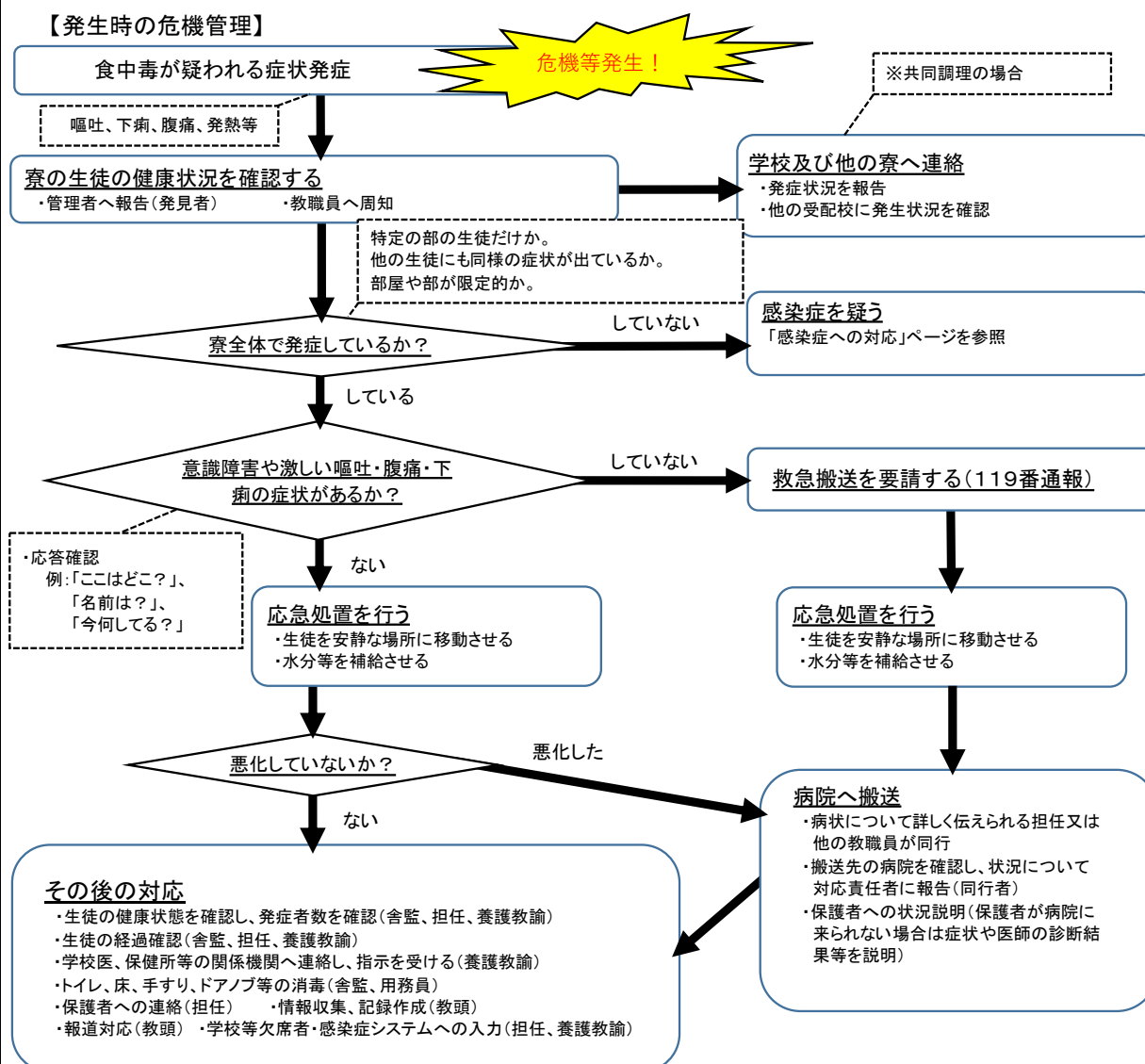
【対応方針】

- 調理場においては、衛生管理基準に基づき調理を行う。
- 学校においては、寮生の健康管理を行い、施設・設備の衛生管理を行う。
- 食中毒の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携して原因究明と再発防止に努める。

【事前の危機管理】

- 衛生管理を徹底するための体制整備とその適切な運用
- 日常・定期及び臨時の衛生検査の実施
- 生徒及び教職員の健康管理
- 生徒に対する健康教育(食に関する指導)の実施
- 各寮の施設・設備(配膳室や配膳台等)の衛生管理
- 生徒の嘔吐物のため汚れた食器具の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 健康観察の実施
- 臨時衛生検査の実施
- 保護者会の開催
- 危機管理マニュアルへの反映

①弾道ミサイル発射に係る対応

令和6年4月版

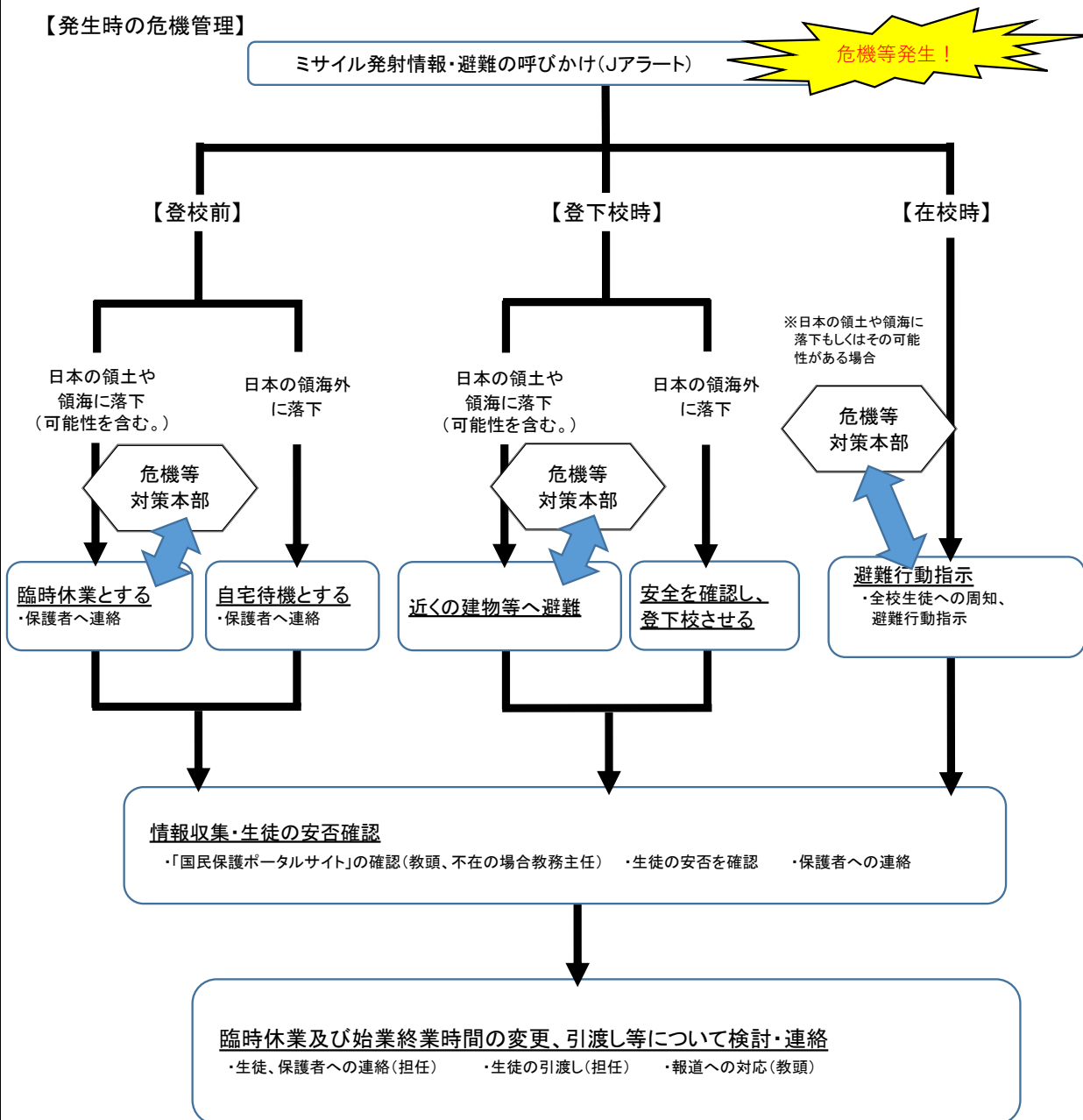
【対応方針】

- 有事に備え、連絡体制や校内体制の整備を図り、生徒や保護者に周知する。
- ミサイル配備や発射(発射の恐れを含む。)があった際の状況に応じた行動が取れるように訓練等を行う。
- 生徒の安否確認や保護者への引渡しの方法について確認し、生徒の安全確保を図る。

【事前の危機管理】

- ☐ 生徒、保護者等への連絡体制の整備
- ☐ 緊急時における教職員の役割分担の明確化
- ☐ 状況に応じた避難方法、避難場所等の確認
- ☐ 避難訓練の実施

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映

②学校に対する犯罪予告への対応

令和6年4月版

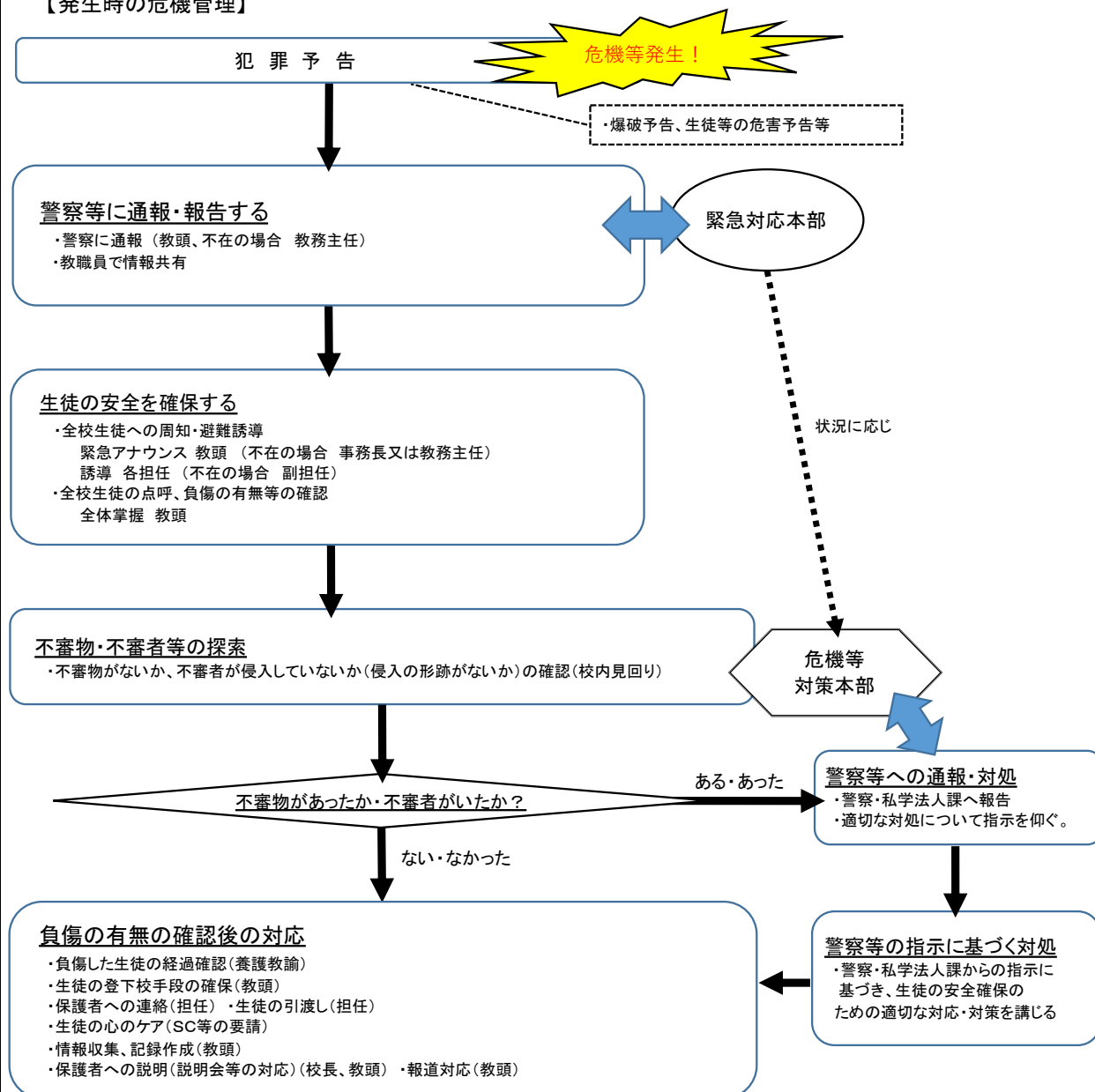
【対応方針】

- 警察の指示の下、私学法人課と連携し事案に応じて適切に対処する。
- 不審物がないかなど、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、安全点検等を実施する。

【事前の危機管理】

- ☐ 警察等関係機関との連携体制の構築
- ☐ 定期的・臨時的・日常的な安全点検の実施
- ☐ 備品管理の徹底
- ☐ 出入口の施錠
- ☐ 福島県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認
- ☐ 校内情報伝達体制の整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 不審者情報の収集（逮捕情報等）
- ☐ 関係機関への報告書作成
- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルの反映

③インターネット上の犯罪被害への対応

令和6年3月版

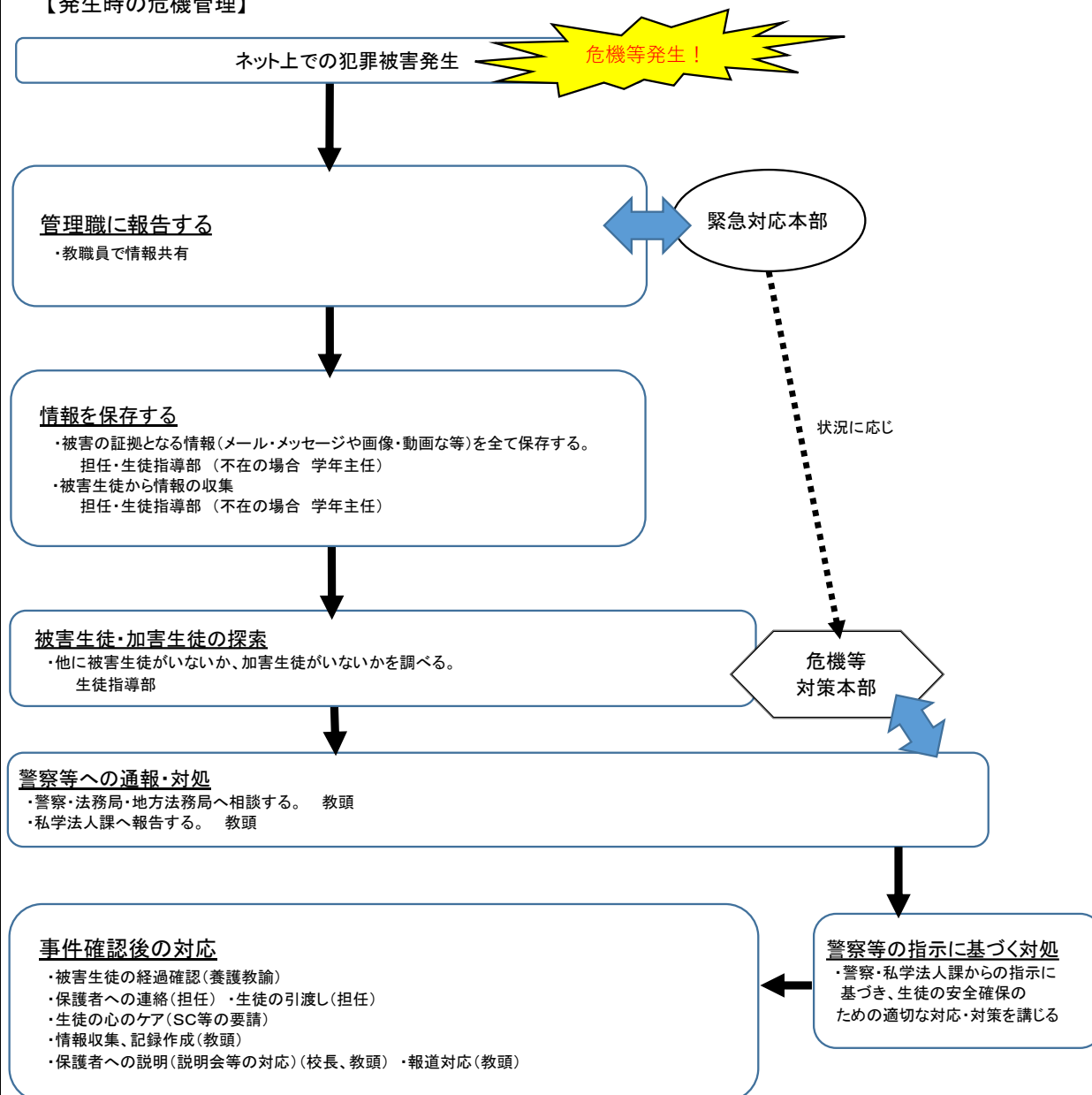
【対応方針】

○ 警察の指示の下、法務局・地方法務局と連携し事案に応じて適切に対処する。

【事前の危機管理】

- ☐ 警察等関係機関との連携体制の構築 ☐ 最新事例の把握(警察庁HPなどから)
- ☐ 情報モラル教育の充実 ☐ 保護者へのフィルタリングサービスの必要性の指導 ☐ 校内情報伝達体制の整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 不審者情報の収集(逮捕情報等) ☐ 関係機関への報告書作成 ☐ 危機対応の検証
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルの反映

②クマ出没への対応

令和8年7月版

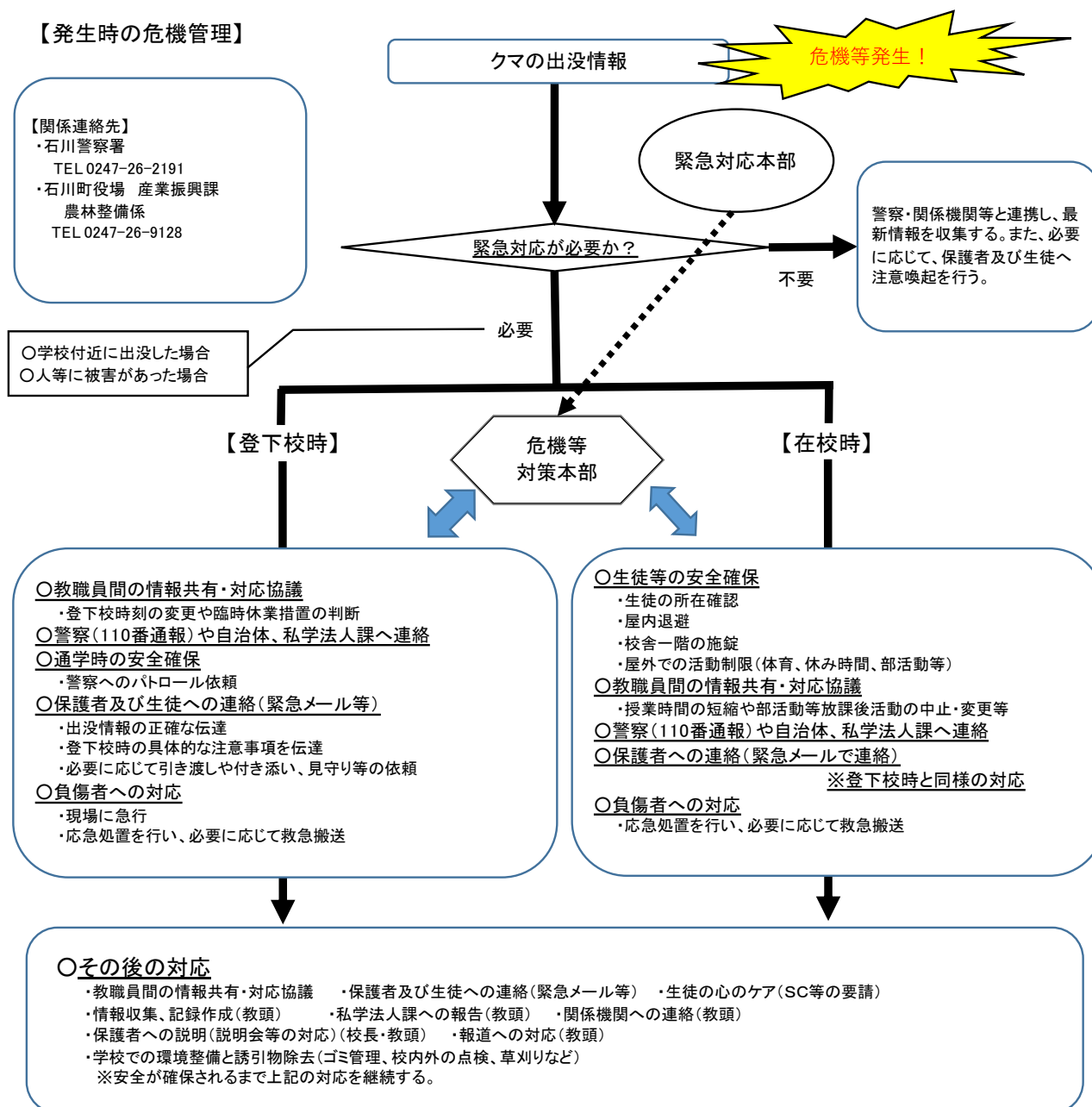
【対応方針】

- クマによる被害を防ぎ、生徒の安全確保に努める。
- クマの校内への侵入及びクマとの遭遇を防止するため、学校環境の整備に努める。
- 保護者や警察、自治体等と連携し、生徒の安全確保に努める。

【事前の危機管理】

- 学校環境の整備 □ 警察や自治体等との連携体制の構築 □ 保護者等への引渡し方法等の確認
- 授業や学校行事等の見直し □ 生徒への安全指導(登下校含む) □ クマ撃退スプレー在庫確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 教職員間での情報共有 □ 保護者及び児童生徒への情報提供 □ 危機対応の検証
- 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映

2 個別の危機管理

学生寮での対応

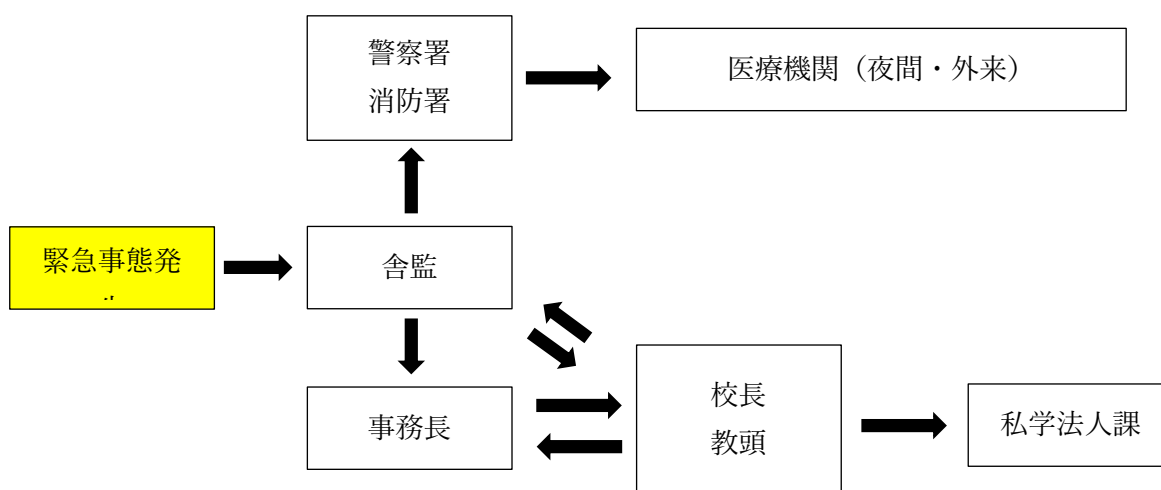
「職員の体制」

- ・ 舎監も学校全体のことを把握できるよう、舎監の打合せだけでなく、できるだけ学校に足を運び、必要な情報を共有し、安全体制を整備していく。

「避難時に必要となるマニュアルの作成と避難訓練」

- ・ 各部屋の点検や避難経路、ブザーの位置、防寒 具等の確認を行う。
- ・ 外出、就寝、入浴、食事など、様々な場面を想定し、日頃から、危機管理意識を高めるとともに、学校の危機管理マニュアルと連動した寄宿舍のマニュアル等の作成や避難訓練を行う。

「消防・警察や地域との連携」



3 事後の危機管理〔復旧・復興〕

（１）教育活動の継続

生徒の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針と具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定する。

学校再開検討の流れ

- 1 校舎内の安全な場所で学習スペースを確保する。
校舎が使えない場合は、オンライン授業を検討する。
- 2 事故等の発生現場の使用は避け、校舎の使用計画を検討する。
- 3 養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、生徒の心身の状態に配慮しながら検討する。

（２）生徒の心のケア

・急性ストレス障害（ASD：Acute Stress Disorder）

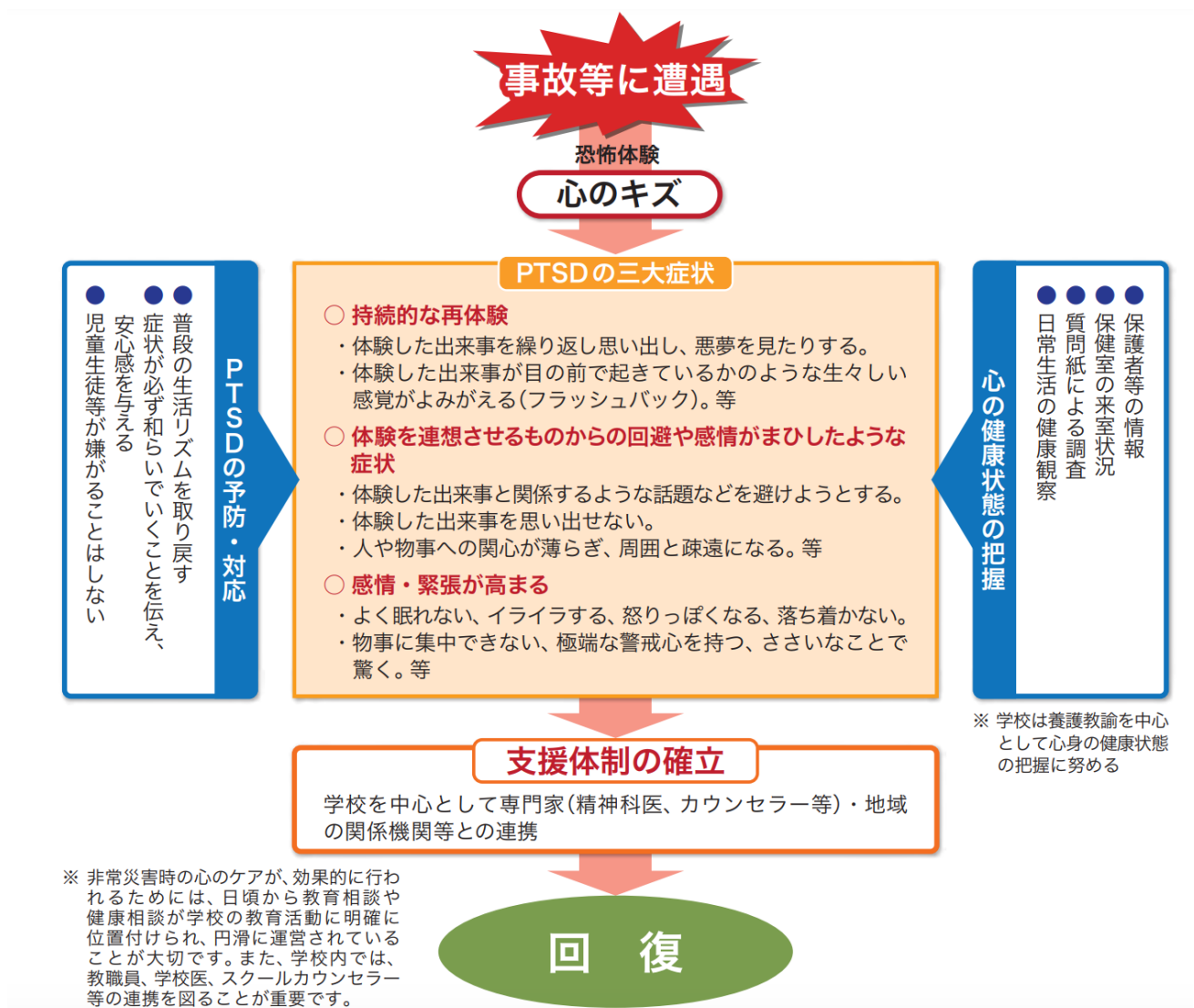
事故等に生徒が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、その時の出来事を繰り返し思い出したり、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障をきたすこと。

・心的外傷後ストレス障害（PTSD：Post Traumatic Stress Disorder）

ASD の状態が事故等の遭遇後、１ヶ月以上長引く場合。事故等の発生直後から生徒や保護者に対する支援を行い、PTSD の予防と早期発見に努め、なるべく長期にわたって心のケアを実施する。

・心のケア

被害生徒の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になったりすることがあり、心のケアが必要になる場合が多い。被害生徒にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定した状態を維持する。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解する。心のケアが長期にわたることもあるため、被害生徒が進学や転校した場合においても、心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるように引き継ぎ等の連携を十分に図る。



「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

3 事後の危機管理〔復旧・復興〕

(3) 調査・検証・報告・再発防止等

「情報の整理と保護者等への説明、対応」

- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理する。
- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える。
(被害生徒等の保護者への対応に当たる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める)
- ・保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害生徒等以外の保護者に対して、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝える。
(事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。)
- ・報道機関等へは、情報を整理し適宜提供する。(情報の混乱を避けるため、窓口を一本化)

「詳細調査」

- ・詳細調査への移行の判断は、保護者の意向にも十分配慮しながら、学校の設置者が判断する。
- ・学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施する。
- ・調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明する。
- ・調査結果は、私学法人課を通して、国に提出する。

「結果の公表・再発防止策」

- ・調査の目標・目的に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てる。
- ・学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価する。